（ひな形）

○○自主防災会　個人情報取扱規程

（目的）

第１条　この規程は，○○自主防災会（以下「本会」という。）が保有する個人情報について，適正な取扱いを確保することを目的とする。

（責務）

第２条　本会は，個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係規程を遵守するとともに，個人情報の保護に努めなければならない。

（周知）

第３条　本会は，総会資料又は回覧により，毎年１回以上，会員にこの規程を周知するものとする。

（利用目的）

第４条　本会が保有する個人情報は，次に掲げる目的のために利用するものとする。

(1)　会員名簿の作成及び地図の作成

(2)　会議の開催，会員に係る管理事務及び文書の送付等

(3)　その他本会の行う事業

２　本会は，第９条各号に掲げる場合を除き，あらかじめ本人の同意を得ないで，前項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて，個人情報を取り扱ってはならない。

（個人情報の取得）

第５条　本会は，会員から個人情報を取得するときは，当該会員に前条第１項各号に定める利用目的を明示した上で取得しなければならない。

２　本会が会員から取得する個人情報は，会員の氏名，生年月日，性別，住所，電話番号，災害時に必要な支援等に関する事項，緊急時連絡先その他当該会員が本会に対し同意する事項とする。

３　本会は，障害，病歴等の要配慮個人情報を取得するときは，当該会員の同意を得た上で取得しなければならない。ただし，高知市から提供される避難行動要支援者名簿に記載された要配慮個人情報については，この限りでない。

（管理者及び取扱者）

第６条　本会における個人情報の管理者（以下「管理者」という。）は，会長又は会長が指名する　者とする。

２　本会における個人情報の取扱者（以下「取扱者」という。）は，管理者が指名する者とする。

３　管理者及び取扱者は，個人情報の盗難，紛失等が発生しないよう，個人情報を適切に管理し，及び保管しなければならない。

（秘密保持義務）

第７条　管理者及び取扱者は，職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ，又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も，また同様とする。

（書面の交付等）

第８条　会員名簿の印刷を業者に委託する場合等において個人情報を委託先に提供するときは，契約締結時に，当該委託先に対し，個人情報の持ち出しの禁止，委託業務以外での利用禁止，個人情報の返却及び廃棄等の取扱いについて記載した書面を交付しなければならない。

２　本会は，委託先の個人情報の取扱状況について，必要に応じて口頭等により確認する等，監督し，又は検査することができる。

（第三者への外部提供）

第９条　個人情報は，次に掲げる場合を除き，あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に外部提供してはならない。ただし，委託先に提供する場合を除く。

(1)　警察や検察等の捜査機関から照会を受けた場合など，法令等の規定に基づくとき。

(2)　災害発生時に安否確認するなど，人の生命，身体又は財産の保護のために必要なとき。

(3)　不登校や不良行為等のある児童生徒情報又は児童虐待のおそれのある家庭情報について児童相談所，警察，学校，病院等の関係機関と共有する場合など，児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって，本人の同意を得ることが困難であるとき

(4)　税務署職員又は警察の任意の求めに応じる場合や，一般統計調査又は地方公共団体が行う統計調査に回答する場合など，国の機関や地方公共団体の事務遂行に協力する必要があり，本人の同意を得ることにより当該事務遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

（外部提供記録票の作成等）

第10条　取扱者は，個人情報を第三者に外部提供した場合は，個人情報の提供年月日，第三者の氏名又は名称等に関する記録票を作成し，保管しなければならない。ただし，前条各号のいずれかに該当する場合は，この限りでない。

（個人情報の開示等）

第11条　会員は，本会が取得した当該会員に係る個人情報について，管理者に開示を請求することができる。

２　会員は，本会が取得した当該会員に係る個人情報について，その内容に誤り又は変更があったときは，管理者に対し当該個人情報の訂正を求めることができる。

３　会員は，本会の取得した個人情報が，第４条第２項の規定に違反して取り扱われているとき又は第５条の規定に違反して取得されているときは，管理者に対し，当該個人情報の利用の停止又は消去を求めることができる。

４　会員から前３項の請求等があった場合に，本会が個人情報の開示，訂正，利用の停止又は消去（以下「開示等」という。）をしたとき，又は開示等をしない旨の決定をしたときは，当該会員に対し，遅滞なくその旨を通知しなければならない。

　（その他）

第12条　この規程に定めるもののほか必要な事項は，会長が別に定める。

附　則

　（施行期日）

１　この規程は，○年○月○日から施行する。

　（経過措置）

２　この規程の施行の日前に本会が取得している個人情報は，この規程第５条の規定により取得した個人情報とみなす。